

判決年月日	平成 2 8 年 1 2 月 2 1 日	担当部	知的財産高等裁判所 第 2 部
事 件 番 号	平成28年(ネ)10054号		
○ 応用美術品について、著作物性が否定された事例。			

(関連条文) 著作権法2条1項1号, 10条1項4号

判 決 要 旨

1 本件は、控訴人が、被控訴人に対し、①本判決添付別紙被告シャフト目録記載1～83の被告シャフトが、主位的には、控訴人の著作物である本件シャフトデザインの翻案に当たり、予備的には、控訴人の著作物である本件原画の翻案に当たるから、被控訴人の被告シャフト製造、販売行為が、控訴人の著作権（翻案権、二次的著作物の譲渡権）を侵害し、②被告シャフトの製造は、主位的には、控訴人の意に反して本件シャフトデザインを改変してなされたものであり、予備的には、控訴人の意に反して本件原画を改変してなされたものであるから、控訴人の著作者人格権（同一性保持権）を侵害し、③本判決別紙被告カタログ目録記載1及び2の被告カタログの製作は、控訴人の意に反して、控訴人の著作物である本件カタログデザインを改変してなされたものであるから、控訴人の著作者人格権（同一性保持権）を侵害しているとして、①被告シャフト5～8による著作権（翻案権、二次的著作物の譲渡権）侵害につき民法703条、704条に基づく使用料相当額の不当利得金等の返還、②被告シャフト及び被告カタログによる著作者人格権（同一性保持権）侵害につき民法709条に基づく慰謝料等の支払、③被告シャフト及び被告カタログによる著作者人格権（同一性保持権）侵害につき著作権法112条1項に基づく被告シャフト及び被告カタログの製造及び頒布の差止め並びに同条2項に基づく廃棄、並びに、④被告シャフトによる著作者人格権（同一性保持権）侵害につき、同法115条に基づく謝罪広告の掲載を求めた事案である。

原判決（東京地方裁判所平成27年（ワ）第21304号同裁判所平成28年4月21日判決）は、本件シャフトデザイン、本件原画及び本件カタログデザインは、いずれも、著作権法上の著作物に当たらないとして、控訴人の請求を全部棄却した。

2 本判決は、以下のとおり判断して、本件控訴を棄却した。

(1) 応用美術は、「美術の著作物」（著作権法10条1項4号）に属するものであるか否かが問題となる以上、著作物性を肯定するためには、それ自体が美的鑑賞の対象となり得る美的特性を備えなければならないとしても、高度の美的鑑賞性の保有などの高い創作性の有無の判断基準を一律に設定することは相当とはいえず、著作権法2条1項1号所定の著作物性の要件を充たすものについては、著作物として保護されるものと解すべきである。

(2) 控訴人は、①本件シャフトデザイン及び本件原画（本件シャフトデザイン等）の縞模様を含むベース部分は、トルネード（竜巻）をイメージし、人間のパワーの源である赤から、シャフトのカーボンを表す黒に昇華していく表現であり、ゴルフ界に嵐を巻き起こ

すという意味を込めている、②ブランドロゴの横字画部の右側を鋭角に伸ばすことでボールの弾道やエネルギーの伸びと指向性を表現している、③ブランドロゴをトルネード模様（縞模様）の上に配置することでシャフト縦方向へのパワーを表現する工夫を凝らしているから、本件シャフトデザイン等には創作性が認められるべきである、と主張する。

しかし、①縞模様は、本件シャフトデザイン及び被告シャフト以外にもシャフトのデザインに用いられた例がある上に、様々な物のデザインとして頻繁に用いられ、縞の幅を一定とせずに徐々に変更させていく表現も一般に見られるところである。ゴルフシャフトの色として、赤、黒及びグレーの3色を用いた例は証拠上複数見られる。よって、本件シャフトデザイン等を縞模様とし、縞の幅を変化させ、縞の色として赤、黒及びグレーを選択したことは、ありふれている。

また、②いわゆるデザイン書体は、文字の字体を基礎として、これにデザインを施したものであるところ、文字は、本来的には情報伝達という実用的機能から生じたものであり、社会的に共有されるべき文化的所産でもあるから、文字の字体を基礎として含むデザイン書体の表現形態に著作権としての保護を与えるべき創作性を認めることは、一般的には困難であると考えられる。しかも、本件において、「T o u r A D」のブランドロゴは、既存のフォントを利用した上で、「T」の横字画部を右に長く鋭角に伸ばしたものであるところ、文字として可読であるという機能を維持しつつデザインするに当たって、文字の一字画のみを当該文字及び他の文字の字画を妨げない範囲で伸ばすことは一般によく行われる表現であること、文字の一字画を伸ばした先を単に鋭角とすることも、平凡であることからすれば、この表現が個性的なものとは認められない。

さらに、③ブランドロゴをトルネード模様の上に配置したことに関しては、シャフトのデザインに製品等のロゴを目立つように配置することは、他のゴルフクラブのシャフトにも頻繁に見られる表現であり、細長いシャフトに文字を大書して目立たせる配置をすることの選択の幅は狭いから、ブランドロゴをトルネード模様の上に配置したことが個性的な表現とはいえない。

よって、本件シャフトデザイン等に、創作的な表現は認められず、著作物性は認められない。

(3) 控訴人は、本件カタログデザインは、本件シャフトデザイン等の特徴的部分である縞模様部分を長方形の平面に表現し、これをカタログの表紙とすることで本件シャフトデザインをアピールすることを意図して制作されたものであるから、創作性がある、と主張する。

しかし、縞模様は、様々な物のデザインとして頻繁に用いられ、縞の幅を一定とせずに徐々に変化させていく表現も一般に見られる上、縞の色として、原色である赤と、無彩色である黒及び白を選択することも、特段の工夫が見られず、平凡であるから、本件カタログデザインには、本件シャフトデザイン等より更に創作的な表現はなく、著作物性は認められない。